

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

埼玉県三芳町大字藤久保三千八百五十一番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十八年五月十日